平成１７年（排）第９号

排　除　命　令　書

東京都江東区東陽二丁目３番12号
ルートインジャパン株式会社
同代表者　代表取締役　永山　勝利

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　ルートインジャパン株式会社は，「ルートイン」と称するホテルの提供する役務の内容について，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１６年４月ころから平成１７年８月ころまでの間に行っていた，当該ホテルに設置した浴場の浴槽の温水が，水道水を加温した上で医薬部外品である鉱石を使用したものであるにもかかわらず，あたかも温泉を使用したものであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該ホテルの提供する役務の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　ルートインジャパン株式会社は，今後，ホテルの提供する役務の内容について，前項の表示と同様の表示を行うことにより，その内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　ルートインジャパン株式会社は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　ルートインジャパン株式会社（以下「ルートインジャパン」という。）は，肩

書地に本店を置き，旅館業を営む事業者であり，平成１７年７月１日現在，全国に「ルートイン」と称するホテル（以下「ルートインホテル」という。）を１０２店舗設けている。

2　ルートインジャパンは，ルートインホテルについて，一般消費者に配布する「ホテルルートイン総合ガイド２００５」と称するルートインホテルすべてを記載したガイドブック及び店舗ごとに作成したパンフレット並びにインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしている店舗ごとに作成したホームページに広告を掲載している。

3　ルートインジャパンは，別表記載の２９のルートインホテルに設置した浴場の浴槽に使用している温水に関し，別表記載のとおり

(1) 前記２のガイドブック中，２９のルートインホテルについての記載部分において，平成１７年４月ころから平成１７年８月ころまでの間，当該ガイドブックの「ＨＯＴＥＬ　ＲＯＵＴＥ　ＩＮＮ　ＮＥＴＷＯＲＫ」と標題の全ルートインホテルの所在地を一覧にして記載したページに「各施設設備のアイコン」と題して，「ラジウム　ラジウムイオン鉱泉大浴場」と記載の上，各ルートインホテルを紹介するページに「ラジウム」と

(2) 前記２のパンフレット中，１１のルートインホテルについて作成したパンフレットにおいて，例えば，名古屋市所在の「ルートイン名古屋東別院」について，遅くとも平成１６年４月ころから平成１７年８月ころまでの間，「ラジウムイオン大浴場」と記載の上で「男女別ラジウムイオン鉱泉大浴場にて一日の疲れをごゆっくりとお癒し下さい。」と

(3) 前記２のホームページ中，２６のルートインホテルについて作成したホームページにおいて，例えば，大阪市所在の「ルートイン大阪本町」について，平成１６年１０月ころから平成１７年７月ころまでの間，「市内を一望できるラジウムイオン鉱泉のお風呂で、ゆっくり身体をのばせば、一日の疲れが癒されていきます。」，「ラジウムイオン鉱泉大浴場」と

それぞれ記載することにより，あたかも，これらのルートインホテルに設置した浴場の浴槽の温水が温泉を使用したものであるかのように表示しているが，実際には，当該浴槽の温水は，温泉を使用したものではなく，水道水を加温した上で医薬部外品である鉱石を使用したものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ルートインジャパンは，ルートインホテルの提供する役務の

内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年１０月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生